

## 主催競技会の再開と、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて（第2版）

令和2年8月26日  
関西学生馬術連盟  
会長 新垣 恒則

本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厚生労働省から令和2年3月28日付で示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、4月以降の活動（対面開催の理事会を含む）を自粛し、5月に開催予定であった全関西学生馬術大会および関西学生新人馬術大会を延期し、8月に開催予定であった関西学生賞典障害馬術大会および関西学生賞典馬場馬術大会も延期を決定しております。

上部団体である公益社団法人日本馬術連盟から、令和2年6月29日付で出された「馬術競技会の開催にあたってのガイドライン（第2版）」は、政府から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（5月25日変更版）」（以下、「基本的対処方針」という）および新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という）の提言、公益財団法人日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に基づいたものであり、これに倣って、適切な感染予防処置を講じた上でならば、安全に馬術競技会を開催することは可能であると判断し、9月より主催競技会を再開いたします。

各大学においては、後述の指針に基づいた自律的な行動をとっていただく前提で、当連盟の競技会に安心して参加いただくよう、お願いいたします。

### 【基本の方針】

選手、役員等競技会に関わる者および来場者の生命と健康を最優先に細心の注意を払い、安全に競技運営がおこなえるようにする。

### 【馬術競技会開催時の感染防止策】

当連盟は、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、各事項について、オンラインや e-mail による配信、また競技場内の適切な場所に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、当連盟だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組める体制を作ります。これを遵守できない参加大学には、他の参加大学の安全を確保する等の観点から、競技会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあります。

#### (1) エントリー時点での確認事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（毎日確認）。
  - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・のどの痛みなどの症状がある場合）
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 競技会開催期間中使用するマスクを持参すること（騎乗していない時は、原則マスクを着用すること）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、役員、幹事等との距離（2mを目安に最低1m）を確保すること。
- ⑤ 競技会期間中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために当連盟が決めたその他の措置の遵守、当連盟の指示に従うこと。
- ⑦ 競技会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、当連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧ 大会役員、補助員、選手、厩舎に入る者、参加者の帯同者には、氏名、住所、発症した際の感染経路確認への協力に同意する誓約書を提出すること。

#### (2) 打合せ会や大会期間中の受付時

- ① 打合せ会は3つの密を避け、参加者同士が十分な間隔を取れるようなスペースを確保すること。
- ② エントリー費や厩舎使用料等は、振り込みとすること。
- ③ 役員に限らず、来場者はできる限り分散して移動すること。
- ④ 競技期間中における集団での飲食を伴う交流、接待を伴う飲食店の利用は自粛すること。

### (3) 当日参加者への対応

#### 1) 体調確認

大学毎に参加者の以下の情報をまとめ電子ファイルで提出すること。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）
- ② 当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
  - ア 平熱を超える発熱
  - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - エ 嗅覚や味覚の異常
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

#### 2) マスク等の準備

騎乗時および**競技補助員**以外は原則マスクを着用すること。落馬時のメディカルチェック時は、大会本部で準備したマスクを着用のこと。**また、フェイスシールドの着用が望ましい。**マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があり、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなるため、騎乗中、運動中のマスク着用は義務としない。**日中の屋外や作業中に息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外して、休憩を取る等、無理をしないよう留意すること。**

### (4) 当連盟で準備する事項

当連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策責任者を指名して、会場内における各施設において、関係者による下記防止対策が実行されているか確認する。

#### 1) 施設における3つの密の回避

- ① 厩舎の中においても、人と人との適切な距離を維持することが求められるため、収容する馬の馬房間隔をできるだけあけるように配慮するので、選手、グルーム、指導者以外の厩舎への立ち入りは禁止とする。
- ② 練習馬場あるいは待機馬場に入る人数を制限するとともに、騎乗者以外の入場者にはマスクを着用してもらい、人と人は適切な距離をとることを徹底すること。
- ③ 大会本部、審判席、放送室、成績集計室など役員が運営のために使用する諸室は、アクリルボード、ビニールカーテンなどのパーテーションを設置する。

## 2) 手洗い場所

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保する。トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意するが、できるだけマイタオルを持参すること。
- ④ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- ⑤ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

## 3) 更衣室、休憩場所

更衣室、休憩場所は、感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下に配慮して準備する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

## 4) 飲食物の提供時

飲食物を役員等に提供する際は、以下に配慮する。

- ① 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
- ② 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する。
- ③ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスク、手袋を着用させる。

## 5) 観客の管理

一般観覧者の競技場内への入場を制限する。ただし、選手の家族、参加大学の卒業生および馬匹のオーナーは、帰属する大学の関係者として誓約書の提出とヘルスチェックへの回答をおこなうことを前提に入場を認める。この場合の誓約書の提出とヘルスチェックの回答は、帰属する大学で管理することとする。

6) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

(5) 参加者が運動を行う際の留意点

① 十分な距離の確保騎乗をしている時も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。強度が高い運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

(※) 感染予防の観点からは、2mを目安に最低1mの距離を空けることが適当である。

② その他

ア 騎乗中に限らず、唾や痰をはくことは行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、周囲の人との距離を適切にとって対面を避け、会話は控えめにすること。

エ 飲みきれなかった飲み物等を指定場所以外に捨てないこと。

(6) その他の留意事項

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者に提出を求めた情報(上記(3)1))については、令和2年12月31日まで保存する。また、競技会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。

以上